

施策	13 学校教育の充実		
事業名	就学援助事業	担当課	教育総務課

事業の概要

目標 対象者 概要	小中学校における義務教育の円滑な実施のため、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な費用を援助する。
-----------------	--

指標の推移

事業の指標		単位	H28	H29	H30	H31	H32
1	就学援助率	%	予	12.5	14.4		
			実	14.4			
2	-		予				
			実				
3	-		予				
			実				

事業の評価

指標の 状況	児童生徒数が減少しているにもかかわらず、認定者数は大きく減少していないので、認定率は横ばいである。
総合 評価	就学援助事業として、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費や校外活動費、修学旅行費、学校給食費などの就学に必要な経費の援助を必要とする保護者からの申請を受け、審査の上認定を行い、就学援助費の適正な支給を実施することができた。
今後の 方向性	現状維持 引き続き小中学校における義務教育の円滑な実施を図るため適正な支給を行っていくとともに、新1年生に支給している「新入学学用品費」の早期支給について検討する。

事業費(決算額)・財源

		H28当初予算	H28決算	H27決算	増 減
事業費(決算額) (千円)		59,534	53,986	53,714	272
財源 内訳	一般財源 (千円)		53,268	53,109	159
	国府支出金 (千円)		718	605	113
	地方債 (千円)		0	0	0
	その他特定財源 (千円)		0	0	0